

海賊版リーチサイトの違法性

—平成31年1月17日大阪地裁判決に関連して—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 海賊版リーチサイトと著作権侵害
 - 1. リーチサイトによる著作権侵害
 - 2. リーチサイト運営者の責任
- III. 海賊版リーチサイトの規制
 - 1. 政府の緊急対策
 - 2. 緊急対策の法的問題
- IV. 平成31年1月17日大阪地裁判決
 - 1. 判決の要旨と問題
 - 2. 司法による初の判断
- V. 今後の課題
- VI. おわりに

I. はじめに

昨今のインターネットの普及による著作権の侵害が増加するなかで、漫画やアニメを著作権者に無断で掲載するインターネット上の「海賊版リーチサイト」が問題となっている。

我が国政府も、欧米諸国に準じて、その違法リーチサイトへの接続を強制的に遮断するための措置を講じようとしている。この措置は、憲法の保証する「通信の秘密」に抵触することで、賛否両論がある。然し、最近この違法リーチサイトの運営者が逮捕されていた事件で、リーチサイトの違法性を認めた初の司法判断が下された。

本稿では、この司法判断に関連して、海賊版リーチサイトと著作権侵害、その対応策等の議論を行うものである。

II. 海賊版リーチサイトと著作権侵害

1. リーチサイトによる著作権侵害

(1) リーチサイトと海賊版¹

リーチサイトの定義は、文化審議会著作権分科会の資料によれば、「別のサイトにアップロード等を掲載せずに他のサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイト」等と説明されている。

リーチサイトには、大きく分けて①誘導型（まとめ型：まとめサイト）と②検索（支援型）の二つのタイプがあり、①は侵害コンテンツへのアクセスを容易にするための機能を持つリーチサイトである。また、この誘導型リーチサイトのリンク先としては、ストリーミング型とダウンロード型ストレージサイトとがある。

一方、②は動画共有サイト等に保存されているコンテンツをクロールして情報を集める機能有するサイトを言う。

このうち、誘導型いわゆるリーチサイトの登場人物と役割に関しては、次の様な段階を経て行われる。

- ① 先ず、直接侵害者が著作物等をアップロードして、②サイト運営者がそのリンク情報を掲載できるサイトを立ち上げる。③リンク提供者が、サイトに著作物等のリンク情報を掲載（リーチサイトの形成）、④ユーザーがリーチサイトにアクセスすると同時に、⑤ユーザーはリーチサイトに掲載されているリンク情報を利用してストレージサイトにアクセス、⑥ユーザーの求めに応じて著作物を送信、⑦著作物等を複製または視聴

(2) リーチサイトによる著作権侵害²

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において、音楽・アニメ・映画・漫画・ゲーム等のコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増している。

この様な状況下において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトには蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導する他のウェブサイト（いわゆるリーチサイト）等を通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為が侵害コンテンツへのアクセスを容易にして著作権侵害を助長している。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上で大きな問題となっており、その対策についても検討されてきた。

我が国の著作権法上、リンク行為が著作権侵害に該当するか否かは明確でなく、従って差し止め請求権が認められるか否かも明確ではない。

また、プロバイダー責任制限法の運用上、権利者側の要請をうけてプロバイダーが削除する対象は、複製権や公衆送信権侵害等の直接的な著作権侵害コンテンツに事実上限られており、現行

1 安田和史「リーチサイトの運営者にかかる著作権侵害の責任に関する考察」『知財ジャーナル2014』57頁以下。

2 文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会資料「平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について（案）」参照。